

期末・勤勉手当の特例措置に関する勧告・報告の概要

I 特別給改定についての基本的考え方

- 本県職員の特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、従来どおり前年8月からその年の7月までの1年間の県内民間の支給実績を精確に把握し、その比較に基づいて改定の要否を検討することが基本

II 夏季一時金をめぐる情勢

- 人事院では、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施

〔人事院（全国）：夏季一時金特別調査の主な結果〕

夏季一時金決定済企業		夏季一時金対前年増減率		
企業割合	従業員割合	増減率：従業員割合	製造業(決定済企業)	非製造業(決定済企業)
13.5%	19.7%	△13.2%	△22.0%	△6.0%

- その結果などを踏まえ、去る5月1日に、国家公務員の本年6月期の期末・勤勉手当について、暫定的に0.2月分を凍結する旨を勧告

※ 国家公務員の特別給についても、民間の特別給の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その比較に基づいて改定の要否を検討することが基本

III 本県における夏季一時金に関する特別調査の実施

- 本委員会では、昨今の厳しい経済状況から、本県における夏季一時金についても、大きく変動しているものと推測されたことから、4月28日から5月13日までの間、県内民間事業所の状況について、緊急に特別調査を実施

【山形県：夏季一時金特別調査の概要】

〔調査対象〕 本年の職種別民間給与実態調査対象事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の県内民間事業所）から抽出した128所

〔回答のあった事業所〕 121所（調査完了率94.5%）

〔主な調査結果〕

夏季一時金決定済事業所(16所)		夏季一時金対前年増減率		
事業所割合	従業員割合	増減率：従業員割合	製造業	非製造業
11.4%	20.6%	△17.1%	△20.4%	△4.5%

※ 「事業所割合」、「従業員割合」は、夏季一時金決定済事業所の調査実数を母集団に還元したうえで算出

※ 「対前年増減率」は、夏季一時金決定済事業所（還元後の従業員の割合で20.6%）について、従業員数をもとに母集団に還元したうえで算出

IV 本年6月期における期末・勤勉手当に関する特例措置

1 特例措置の内容

県内民間における本年の夏季一時金について、現段階では、約8割の県内民間事業所において未定となっていることなどの不確定要素等を考慮しても、本県特別調査において大幅な減少傾向にあることや、国、他の都道府県の状況等を踏まえ、本年6月期の期末・勤勉手当の暫定的な措置として、支給月数0.2月分を凍結

【平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の月数（一般職員）】

	計	期末手当	勤勉手当
現 行	2.00 月	1.35 月	0.65 月
凍 結 分	▲0.20 月	▲0.15 月	▲0.05 月
平成21年6月	1.80 月	1.20 月	0.60 月

2 実施時期

本年6月期の期末・勤勉手当に適用（支給日：6月30日）

3 特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末・勤勉手当の取扱い

特例措置による凍結月数分の取扱いについて、例年どおり県内民間の状況を調査し、本年秋には必要な措置を勧告